

[事案 30-103] 約款解釈（手術給付金支払）確認請求

・平成 30 年 11 月 5 日 裁定打切り

<事案の概要>

下甲介粘膜レーザー焼灼術について給付金不支払いとされたことを不服として、同手術が手術給付金の支払対象となることの確認を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

慢性副鼻腔炎により入院し、二種類の手術を同時に受けたので、平成 23 年 1 月に契約した医療保険にもとづき給付金の支払いを請求したところ、うち一つの手術（手術①）について手術給付金が支払われたが、もう一つの下甲介粘膜レーザー焼灼術（手術②）については不支払いとなった。しかし、以下等の理由により、手術②についても手術給付金の支払対象であると確認したい。

- (1) 約款では、手術給付金の支払対象を「公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為」とし、ただし、下甲介粘膜焼灼術は除くと定めている。
- (2) 平成 30 年度の同点数表では、下甲介粘膜焼灼術は K331-2、下甲介粘膜レーザー焼灼術は K331-3 と別の区分番号に分類されているので、下甲介粘膜レーザー焼灼術は手術給付金の支払対象から除外されない。

<保険会社の主張>

下甲介粘膜レーザー焼灼術は下甲介粘膜焼灼術の一種であるので、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1) 申立人は、手術給付金の支払対象となる手術を同日に 2 以上受けた場合、手術給付金額の高いいずれか 1 つの手術についてのみ手術給付金が支払われるといった約款の規定を前提として、今回手術給付金は手術①について支払われたとし、今後も受ける可能性がある手術②について、今回の手術給付金の支払対象であったことの確認を求めている。
- (2) 本申立てが、保険会社の手術給付金の支払判断を争う趣旨である場合、手術②の約款該当性の有無にかかわらず、手術給付金が 1 回分支払われるとの結論は変わりなく、紛争解決の観点から申立人には争う利益がないので、手術②だけを切り離してその約款該当性を争うことはできない。
- (3) 本申立てが、申立人が将来受ける可能性のある手術②の約款該当性を争う趣旨であるなら、一定種類の手術について抽象的な約款該当性の判断を求めるものであるもので、紛争解決という当審査会の目的に適さず、審理の対象になりえない。